

滋賀県グローバル市場魅力向上支援事業補助金

Q & A

【応募要件について】

Q. 補助対象者となる「中小企業者」の定義は何ですか？

A. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者です。

※下表、資本金または従業員のいずれかを満たすもの。

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（一部除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

Q. 応募の際、ジェトロ滋賀貿易情報センターへの相談は必須ですか？

A. 必須にはしていませんが、事業計画の策定等をご相談されることをお勧めしております。また、採択後の事業実施にあたっては、ジェトロ滋賀の支援サービスをぜひ積極的にご利用ください。

【補助事業について】

Q. ①海外向け新商品開発・ブランディング事業、②海外市場への売り込み事業、③水・環境ビジネスに係る海外での実現可能性調査および実証試験、またはそのいずれかは、全て申請することが出来ますか？

A. ①、①+②または③のいずれかの申請のみ可能です。

Q. 海外向け新商品開発・ブランディング事業は、どのような取組が対象にな

りますか？

A. 海外向けに新たな商品・サービスを開発する取組だけでなく、既存の商品・サービスを海外仕様に改良する取組や海外向けブランディングの取組も対象となります。判断に迷う場合は、応募前にお問い合わせください。

(例)

- ・海外向けの商品を新たに開発するために、商品を試作する。
- ・国内で展開している商品を海外に輸出するため、パッケージデザインを海外向けにリニューアルする。
- ・既にA国で展開している商品をB国でも展開するため、成分分析を行いB国の食品表示制度に対応する。 等

Q. 海外向け新商品開発・ブランディング事業では新商品Aを開発し、海外市場への売り込み事業では既存商品Bの商談を実施する事業計画ですが、補助対象になりますか？

A. 海外向け新商品開発・ブランディング事業で開発または改良した商品やサービスを、海外向けに販路を開拓する場合のみ、海外市場への売り込み事業をご利用いただけます。このケースの場合、既存商品Bの海外市場への売り込み事業は補助対象外となります。ただし、既存商品Bを海外仕様に改良した場合は、補助対象となります。

【補助対象経費について】

Q. 備品購入費・設備導入費・設備投資費は対象になりますか？

A. 本補助金では、備品購入費・設備導入費・設備投資費は対象となりません。

Q. 国内展示会参加に係る経費は対象になりますか？

A. 本補助金では、海外で開催される展示会が対象となるため、国内で開催される展示会へ出展する経費は対象となりません。

Q. 補助金を活用して生産した商品は販売できますか？

A. 販売（テスト販売を除く。）を目的とした商品の生産等に係る経費は補助対象外です。

テスト販売については、試作品等の販売に係る経費で、以下の要件をすべて満たす場合に限り補助対象とします。なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に要する経費から差し引いて算出します。

テスト販売：新たに開発を行った試作品等を、展示会等のブースや補助事業者が所有もしくは自ら借り上げた販売スペース、第三者への委託などを通じ、限定された期間などで、不特定多数の人に対して実費相当の価格の範囲内で試験的に販売し、商品やサービスの仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品等に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動につなげるための取組（補助対象の要件）

- ・ テスト販売の期間が概ね3月以内であること。
- ・ テスト販売は、同一の場所および趣旨で複数回行わないこと。（ただし、試作品の改良、販売予定価格の改訂、販売方法の改良等をした場合を除く。）
- ・ 通常の販売商品やサービスとテスト販売品等とが区別できるよう、「テスト販売価格」などとテスト販売である旨を明記すること。
- ・ 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができること。

【補助金額について】

Q. 500千円よりも少ない金額での応募はできますか？

A. 補助金額の下限額が500千円ですので、応募・交付申請の時点では、補助金額が500千円以上である必要があります。補助率が2分の1であるため、補助対象経費としては1,000千円以上である必要があります。